

第 2 0 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日） 開始 1 5 : 3 0 終了 1 7 : 3 0

会 場 串間市役所 3 階大会議室

出席農業委員 1 3 名

1 番（会長）	原田 俊一	6 番	牧野 菜那	1 4 番	松本 壽利	2 5 番	廣見 安彦
2 番（会長代理）	奥村 千扶子	1 1 番	安永 博行	1 9 番	松田 富夫	（4 番欠番）	
3 番	田中 達成	1 2 番	野邊 康德	2 0 番	島田 正弘		
5 番	森 通弘	1 3 番	堀口 宗幸	2 3 番	上村 眞司		

欠席農業委員 0 名

出席推進委員 1 3 名

7 番	谷口 昭	1 5 番	川崎 博樹	2 1 番	中嶋 悦雄	2 7 番	山口 浩幸
8 番	武田 秀俊	1 6 番	内田 浩輔	2 2 番	川崎 正博		
9 番	河野 良人	1 7 番	本川 理恵	2 4 番	石上 平八郎		
1 0 番	北原 裕紀	1 8 番	山口 広昭	2 6 番	川崎 竜雅		

欠席推進委員 0 名

議事録署名委員 1 1 番 安永 博行 、 2 0 番 島田 正弘

議 事 日 程	第 1	報 告	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
	第 2	議案第 1 2 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 3	議案第 1 3 0 号	農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請について
	第 4	議案第 1 3 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 5	議案第 1 3 2 号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第 6	議案第 1 3 3 号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
	第 7	議案第 1 3 4 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
	第 8	議案第 1 3 5 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）

出席事務局	5 名	事務局長 河野 あずさ	次 長 山口 憲一
		調整係長 内田 葵	主 事 野邊 恵利菜
			主 事 谷口 哲平

議長（１番）	ただいまから、第２０回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席委員は、『農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１３名』でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
議長（１番）	議事録署名委員の指名 本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 １１番 安永 博行 委員 ２０番 島田 正弘 委員 をお願いします。
議長（１番）	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について それでは議案審議に入ります。 まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は４件でございます。内容といたしましては、耕作者の変更、農地売却による解約が理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。
議長（１番）	議案第１２９号：農地法第３条の規定による許可申請について 次に議案第１２９号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番から４番の４件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２９号、農地法第３条の規定による許可申請は、申請番号１番から４番の所有権移転に関する４件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請４件は、４ページにあります農地法第３条第２項第１号・第３号・第４号・第５号・第６号に該当していないため、許可要件のすべてを満たして

事務局	いると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１２９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の所有権移転に関する１件でございます。１番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、今回申間に移住し、申請地を家庭菜園として利用したい受人と売買するものです。申請地には、白菜、キャベツ、ニンジン、大根等の野菜を作付けすることにより、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が２５０日の従事計画があり、作業機械については、小型耕運機や収穫台車を購入予定であります。技術面においては自家消費目的で農薬は使用しないため問題ないと考えます。申請地の周囲は、宅地と原野であり面的集積には影響はなく、地域計画の策定にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、ブロック塀が設置されていない境界には、土砂流出防止として畦畔を設置するため、周囲に影響を与えることもありません。以上、申請番号１番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（１番）	次に２番について、２２番委員より説明をお願いします。
２２番委員	議案第１２９号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号２番の所有権移転に関する１件でございます。２番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受入へ贈与し、受入は申請地に水稻を作付けする計画です。受入世帯は、毎年水稻、野菜の作付けをしており、農業従事状況については、本人が１８０日と妻が１００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号２番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（１番）	次に３番と４番の２件について、２７番委員より説明をお願いします。

27番委員	議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番と4番の所有権移転に関する2件でございますが、この2件は受人が同じでありますので一括して報告します。この2件の申請地につきましては、現在受人がハウスキンカンを栽培しており、渡人は相手方の要望を受け売買するものです。受人世帯は、ハウスキンカンとせとかの栽培をしており、農業従事状況については、本人が250日と妻が135日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺は樹園地や水稻の作付けがありますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号3番と4番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （なしの声）
議長（1番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号1番から4番の4件を決定してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長（1番）	異議なしということでありますので、議案第129号、申請番号1番から4番の4件は許可することに決定いたします。
議長（1番）	議案第130号：農地法第5条の規定による許可申請について 次に議案第130号、農地法第5条の規定による、許可後の事業計画変更申請について、申請番号1番の1件に入りますが、議案第131号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、申請番号1番は関連事案でありますので一括して審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第130号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の申請番号1番と議案第131号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、申請番号1番の所有権移転に関する1件は、関連事案であります

事務局

ので一括して説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の議案第130号申請番号1番は8ページにあります事業計画の変更の承認要件、aからfまでの要件をすべて満たしていると思われます。次に、関連事案である議案第131号の申請番号1番は、10ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、5番委員より議案第130号、申請番号1番と、議案第131号、申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5番委員

議案第130号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請、申請番号1番と議案第131号、農地法第5条の規定による許可申請、申請番号1番の1件は関連していますので併せて報告します。この2件については、被承継者は住宅を建築するため当該地を取得しましたが、家庭環境の変化により住宅建築が困難になったことから今回売却し、承継者については、現在家族4人で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になってきたため、一般個人住宅敷地として利用する計画です。被承継者は市外在住で管理できず、申請地の旧所有者は他界され、相続人も非農家であることから農地として効率的に利用されることはありません。又、許可目的の達成が困難になったことが被承継者の重大な過失によるものとは認められず、承継者の事業は被承継者の事業同様、一般個人住宅の建築であるため、同程度と認められます。次に、申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の北側は市道、西側は農道、南側は宅地、東側は農地に隣接していますが、申請地周囲にはブロック塀を設置する計画であり、出入口はコンクリート舗装をするため、土砂流出等の影響はないと思われます。また、生活雑排水は浄化槽を通じて市道側溝に流し、雨水については自然浸透及び市道側溝へ流す計画であり問題ありません。以上、議案第130号、申請番号1番と議案第131号、申請番号1番の2件について調査しましたが、事業計画の変更承認要件をすべて満たしており、農地法第5条第2項各号に該当していないため、すべてが許可要件を満たしていると思われます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第130号の申請番号1番と、議案第131号の申請番号1番について、質疑入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 3 0 号の申請番号 1 番と、議案第 1 3 1 号の申請番号 1 番を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 3 0 号の申請番号 1 番と、議案第 1 3 1 号の申請番号 1 番は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第 1 3 1 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 (1 番)

次に議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、先ほど審議しました申請番号 1 番の 1 件を除く、2 番から 5 番の 4 件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号 1 番の 1 件を除く、申請番号 2 番から 5 番の 4 件であります。まず、申請番号 2 番の農地区分は 1 0 ヘクタール以上の団地の区域内にある第 1 種農地であります。家屋が連担する地域に個人住宅を建築する申請であるため、施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号「居住する者の日常生活上集落に接続して設置されるもの」の不許可の例外に該当しています。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 4 件は、1 0 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2 番委員より申請番号 2 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 番委員

議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番の使用貸借権の設定に関する 1 件でございます。2 番については、受人は 4 人家族で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になってきたため、義母所有の申請地を借りて個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地

2 番委員

図面の 5 ページから 8 ページをご覧ください。申請地の北側は宅地、西側は線路、南側は市道、東側に農地がありますが、申請地の周囲にはブロック塀が設置されているため土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は浄化槽を通じて市道側溝に流し、雨水については自然浸透及び市道側溝へ流す計画であるため問題ありません。以上、申請番号 2 番の 1 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

次に 3 番について、1 3 番委員より説明をお願いします。

1 3 番委員

議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 3 番の所有権移転に関する 1 件でございます。3 番については、受人は現在借家住まいであります。結婚し子供が生まれるため、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。申請地の東側は県道、北側は進入路、西側は宅地、南側に農地がありますが、申請地の周囲にはブロック塀を設置する計画であるため土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は浄化槽を通じて県道側溝に流し、雨水については自然浸透及び県道側溝へ流す計画であるため問題ありません。以上、申請番号 3 番の 1 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

次に 4 番と 5 番の 2 件について、1 1 番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 4 番と 5 番の所有権移転に関する 2 件でございますが、この 2 件は受人並びに転用目的が同じでありますので一括して報告します。この 2 件の受法人は、建設業・一般貨物自動車運送業等の経営を行っていますが、経営規模拡大に伴う従業員等の増加及び業務効率化のため、申請地を従業員等の車両及び建設機械の駐車場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 1 3 ページから 1 7 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、土地造成については、自社機器で十分に転圧し適時管理する計画でありますので、土砂流出等の影響はないと考えます。また、雨水については自然浸透で問題ありません。以上、申請番号 4 番と 5 番の 2 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 2 番から 5 番の 4 件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 3 1 号、申請番号 2 番から 5 番の 4 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

市長部局提案

議長 (1 番)

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和 7 年 1 月分につきましては、串間市長より令和 7 年 1 月 1 7 日付で、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第 1 3 2 号、所有権移転が 2 件、面積が 1, 3 4 3 m²、議案第 1 3 3 号、利用権設定が 1 6 件、面積が 4 4, 7 7 8 m²でございます。以上でございます。

議長 (1 番)

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第 1 3 2 号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長 (1 番)

議案第 1 3 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 1 番と 2 番の 2 件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 3 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は申請番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、1 4

事務局	ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
8番委員	議案第132号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （なしの声）
議長（1番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号1番と2番の2件を承認してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長（1番）	異議なしということですので、議案第132号、申請番号1番と2番の2件は承認し、市へ通知いたします。 議案第133号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
議長（1番）	議案第133号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、当該議案に私と24番委員と27番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。また、議長を会長代理に交代いたします。暫時休憩します。

(1 番委員、2 4 番委員、2 7 番委員 退室)

議長 (2 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。会長より議長を交代します。

議案第 1 3 3 号は、申請番号 1 番から 1 6 番の 1 6 件であります。先に 1 1 番、1 3 番、1 6 番の 3 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 3 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号 1 番から 1 6 番の 1 6 件であります。先に 1 1 番、1 3 番、1 6 番の 3 件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 3 件は、1 2 ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号・第 4 号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上でございます。

議長 (2 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2 3 番委員より申請番号 1 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 3 番委員

議案第 1 3 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号 1 1 番の 1 件を報告します。1 1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 (2 番)

次に 1 3 番について、2 5 番委員より説明をお願いします。

2 5 番委員

議案第 1 3 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号 1 3 番の 1 件を報告します。1 3 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 (2 番)

次に 1 6 番について、2 6 番委員より説明をお願いします。

26番委員	議案第133号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号16番の1件を報告します。16番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（2番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（2番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号11番、13番、16番の3件を承認してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（2番）	異議なしということでありますので、議案第133号、申請番号11番、13番、16番の3件は承認し、市へ通知いたします。 暫時休憩します。 （ 1番委員、24番委員、27番委員 入室 ）
議長（1番）	休憩前に引き続き会議を開きます。議長を会長代理より交代します。 それでは、申請番号1番から10番、12番、14番、15番の13件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第133号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から10番、12番、14番、15番の13件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請13件は、12ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。 以上でございます。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明対しまして、８番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
８番委員	議案第１３３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に２番から１０番の９件について、２２番委員より説明をお願いします。
２２番委員	議案第１３３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２番から１０番の９件を報告します。この９件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者及び地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に１２番について、２７番委員より説明をお願いします。
２７番委員	議案第１３３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１２番の１件を報告します。１２番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に１４番と１５番の２件について、２６番委員より説明をお願いします。
２６番委員	議案第１３３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１４番と１５番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から１０番、１２番、１４番、１５番の１３件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということですので、議案第１３３号、申請番号１番から１０番、１２番、１４番、１５番の１３件は承認し、市へ通知いたします。
議長（１番）	議案第１３４号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分） 次に議案第１３４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・新規分、申請番号１番の１件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１３４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番の１件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、２４ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、２１番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。
２１番委員	議案第１３４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請に

2 1 番委員	ついて、新規分、申請番号 1 番の 1 件を報告します。1 番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1 番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（1 番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号 1 番の 1 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（1 番）	異議なしということでありますので、議案第 1 3 4 号、申請番号 1 番の 1 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
議長（1 番）	議案第 1 3 5 号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分） 次に議案第 1 3 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・再配分、申請番号 1 番と 2 番の 2 件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第 1 3 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、2 4 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、２１番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
２１番委員	議案第１３５号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号１番の１件を報告します。１番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	次に２番について、１５番委員より説明をお願いします。
１５番委員	議案第１３５号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号２番の１件を報告します。２番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということですので、議案第１３５号、申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第２０回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和7年1月31日

1 番 (会長) 原田 俊一

2 番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

1 1 番 安永 博行

2 0 番 島田 正弘